

随意契約の結果の公表

健康福祉部高齢者福祉課

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
島根県訪問看護ステーション出向 研修事業委託	H30.12.1	島根県訪問看護ステーション協会 会長 島根県松江市宍道町白石129-1	1,266,927	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	当該団体は、県内の殆どの訪問看護ステーションが加入している唯一の団体であり、県内の訪問看護の実態に精通していること、また、従来から訪問看護師の質の向上の取り組みを継続しており、そのノウハウについての蓄積があることから、当該委託業務を効果的・効率的に実施できる機関として相応しいと認められるため。	
平成30年度医療・介護連携に係る 課題分析等業務委託	H30.12.17	産業医科大学ヘルスマネジメントシ ステム有限責任事業組合 福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1	1,188,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	(1)医療における需要および供給の状況、将来推計 (2)介護給付および介護サービスの状況把握および疾病構造等の要因分析 このうち、(1)の医療における需要及び供給の状況、将来推計については、医療のレセプト情報や、疾病の将来推計などに関する広範かつ専門的な知見が必要であり、(2)の介護給付及び介護サービスの情報把握及び疾病構造等の要因分析については、医療・介護の双方の実態に深い知見を有することが委託業務の遂行には必要不可欠であり、ただ単に比較分析をするというだけでは契約の目的を達することは期待できない。医療分野と介護分野のレセプトを被保険者番号で連結した、新しいデータを用いて研究することが不可欠であり、既にこのデータを用いた研究実績を持つ、産業医科大学ヘルスマネジメントシステム有限責任事業組合と契約を行う。	